道路法施行規則等の一部を改正する省令

（道路法施行規則の一部改正）

第一条　道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（令第三十四条の二の三第一項第三号イの国土交通省令で定める改築） **第十一条**　令第三十四条の二の三第一項第三号イの国土交通省令で定める改築は、次に掲げるものとする。 一　歩道、自転車道又は自転車歩行者道の設置又は拡幅その他の道路の幅員の変更 二　自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するために行う路面の凸部の設置 三　舗装の着色（歩行者と車両とを分離して通行させるための道路の着色をいう。） 四　交差点又はその付近における突角の切取り 五　柵、街灯、道路標識、道路情報管理施設、自動車駐車場その他の道路の附属物の設置 六　その他道路の構造、車両及び歩行者の通行並びに沿道の土地利用の状況その他の事情を勘案して、当該道路における交通事故の防止を図るため特に重点的に行う必要があると認められる改築	（新設）
（令第三十四条の二の三第一項第三号ロの国土交通省令で定める改築） **第十二条**　令第三十四条の二の三第一項第三号ロの国土交通省令で定める改築は、無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十二号）第八条第一項又は第二項に規定する都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画に基づいて行われるものとする。	（新設）
（令第三十四条の二の三第一項第四号の国土交通省令で定める施設又は工作物） **第十三条**　令第三十四条の二の三第一項第四号の国土交通省令で定める施設又は工作物は、損傷、腐食その他の劣化により道路の構造に支障を及ぼすおそれが特に大きいと認められる橋、トンネル、法面、横断歩道橋、防護施設、道路を横断して設ける道路標識その他これらに類するものとする。	（令第三十四条の二の三第一項第三号の国土交通省令で定める施設又は工作物） **第十一条**　令第三十四条の二の三第一項第三号の国土交通省令で定める施設又は工作物は、損傷、腐食その他の劣化により道路の構造に支障を及ぼすおそれが特に大きいと認められる橋、トンネル、横断歩道橋、防護施設及び道路を横断して設ける道路標識とする。
（権限の委任） **第十四条**　第四条の四の九第二号に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。	（権限の委任） **第十二条**　第四条の四の九第二号に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和六十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（令第一条第三項第三号イ及び第二条第二項第三号イの国土交通省令で定める改築） **第三条の二**　令第一条第三項第三号イ及び第二条第二項第三号イの国土交通省令で定める改築は、次に掲げるものとする。 一　歩道、自転車道又は自転車歩行者道の設置又は拡幅その他の道路の幅員の変更 二　自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するために行う路面の凸部の設置	（新設）